

プロジェクト リース

項目 基準開発に着手するか否かの検討

本資料の目的

1. 本資料は、当委員会においてこれまでに実施した分析及び論点の検討を踏まえて、現状で資産及び負債が認識されているファイナンス・リース取引のみならず、すべてのリースについて資産及び負債を認識する基準開発に着手するか否かの検討を行うことを目的としている。
2. 本資料は、第 404 回企業会計基準委員会（2019 年 3 月 8 日開催）に用いた資料をベースとしているが、当該審議で聞かれた意見を踏まえて、本資料を一部修正している。

分析

3. 当委員会が 2016 年 8 月に公表した中期運営方針では、「日本基準を国際的に整合性があるものとするための取組みに関する今後の課題」において IFRS 第 16 号「リース」を具体的な課題として取り上げている。これを踏まえ、第 375 回企業会計基準委員会（2017 年 12 月 20 日）において我が国におけるリースに関する会計基準の開発（改正）に着手するか否かについて検討することが承認された。
4. 第 387 回企業会計基準委員会（2018 年 6 月 21 日）から当該検討を開始し、「我が国における会計基準の開発に関する予備的分析」（以下「予備的分析」という。）を行った。その後、以下のとおり、当該予備的分析に関連する以下の論点について詳細に検討を行った（詳細な分析は、審議事項(5)-2 参考資料参照）。

論 点		企業会計基準 委員会	リース会計 専門委員会
(1) 会計上の考え方	・すべてのリースに係る資産及び負債の認識	第 389 回 (7 月 24 日)	第 80 回 (7 月 20 日)
	・未履行契約との関係	第 391 回 (8 月 27 日) 第 399 回 (12 月 26 日)	第 81 回 (8 月 23 日)
	・リース負債と負債の定義の関係	第 396 回 (11 月 9 日)	第 84 回 (11 月 6 日)

論 点		企業会計基準 委員会	リース会計 専門委員会
		第 399 回 (12月26日)	
	・借手モデルにおけるリースに係る費用の認識のパターン	第 388 回 (7月6日)	第 79 回 (6月26日)
(2) 財務諸表利用者のニーズ	・アナリストからの意見聴取 ・格付機関における財務諸表の調整	第 392 回 (9月12日)	第 82 回 (9月6日)
(3) 適用上の判断の困難さ	・リースの識別	第 389 回 (7月24日)	第 80 回 (7月20日)
	・リース期間の決定	第 391 回 (8月27日)	第 81 回 (8月23日)
(4) 作成上のコスト	・IFRS 第 16 号を適用する場合に想定される財務諸表作成者のコスト	第 388 回 (7月6日)	第 79 回 (6月26日)
(5) 重要性	・重要性に関する事項	第 389 回 (7月24日)	第 80 回 (7月20日)
(6) その他の検討事項	・IFRS 第 16 号の早期適用企業の事例分析	第 391 回 (8月27日)	第 81 回 (8月23日)
	・財務諸表本表と注記の関係	第 396 回 (11月9日)	第 84 回 (11月6日)
	・減損会計の適用	第 396 回 (11月9日)	第 84 回 (11月6日)
	・連結財務諸表に含まれる親会社と在外子会社の財務情報の整合性	第 396 回 (11月9日)	第 84 回 (11月6日)
	・貸手の会計処理	第 396 回 (11月9日)	第 84 回 (11月6日)

(注) 表中の日付はすべて 2018 年である。

5. 上記の検討の後、第 399 回企業会計基準委員会（2018 年 12 月 26 日）、第 401 回企業会計基準委員会（2019 年 1 月 24 日）及び第 404 回企業会計基準委員会（2019 年 3 月 8 日開催）において、基準開発に着手するか否かの検討を進めてきた。
6. これまでの審議の過程において識別された、国際的な会計基準と整合性を図りすべてのリースについて資産及び負債を認識することに対する懸念は、以下のとおり整理される。

(1) 会計上の考え方（資産及び負債を計上することに対する懸念）

- ① 我が国における賃貸借契約の規定に照らした場合、リース物件の引渡し時

に、借手がリース料の支払に係る無条件の義務を有すると捉えることに対する懸念

② 延長オプションについて、リース負債を認識することに対する懸念

③ サービスとしての性格が強い契約について資産及び負債を認識することに対する懸念

(2) 適用の困難さに関する懸念

① リースの識別（法的にリース契約でない契約に含まれるリース部分の特定）

② 延長オプションが含まれるリースについてのリース期間の決定

(3) 適用コストに関する懸念

① リース物件の把握に係る管理コスト、リース構成部分とサービス構成部分の区分に関するコスト等

(4) 事業モデルの実態を表さないとする懸念

7. 一方、これまで整理してきたとおり、以下の会計基準の開発に対するニーズが識別されている。

(1) 国際的な会計基準と整合性を図ることは、財務諸表間の比較可能性につながると考えられること

(2) 格付機関など財務諸表利用者の現状の財務分析における実務においてもオペレーティング・リースに関する調整が行われており、資産及び負債の計上に関するニーズがあること

(3) 我が国における会計基準において、重要なオペレーティング・リースについて賃貸借処理に準じた会計処理を継続することは、重要な負債がオフバランスとなっているとの指摘を国際的に受ける可能性があり、我が国の資本市場及び我が国の企業の財務報告に対する信頼性に関するリスクが大きいものと考えられること

8. 第6項に記載した開発に対する懸念のうち会計上の考え方については、様々な考え方が有り得ると考えられ、会計基準の開発に着手するか否かを判断するにあたっては、第6項に記載したその他の懸念と第7項に記載した開発に対するニーズを総合的に比較考量して判断することになると考えられる。

(事務局の提案)

9. 第6項に記載した開発に対する懸念は識別されるものの、第7項に記載した国際的な比較可能性の確保、財務諸表利用者のニーズ、我が国の会計基準に対する信頼性の確保はいずれも重視すべきものと考えられる。これらを踏まえると、すべてのリースについて資産及び負債を認識する会計基準の開発に着手することが考えられる。
10. 会計基準の開発に着手する場合には、特に以下の点について審議を行うことが考えられる。

(1) 費用配分のあり方

IFRS 第16号における単一モデルと米国会計基準 (Topic 842) における2区分モデルとでは費用配分のパターンが異なるため、どのように費用配分するかについて検討することが考えられる。

(2) 仮に IFRS 第16号との整合性を図る場合その整合性の程度

仮に IFRS 第16号との整合性を図る場合、文言レベルで整合性を図ることを基礎とするか、基本的なアプローチのみを取り入れる方法とするかについて検討することが考えられる。また、現行のリース会計基準を改正するか、現行のリース会計基準を廃止して新たに会計基準を開発するかも含めて検討することが考えられる。

(3) サービスに関してリースの対象とする取引の範囲

IFRS 第16号及び Topic 842 では、特定された資産の使用により経済的便益を得る権利及び当該資産の使用を指図する権利を有しているかによりリースを識別することとされているが、その判断に従った場合、経済実態を表さない場合があるとの懸念が寄せられており、リースの対象とする取引の範囲を検討することが考えられる。

(4) 延長オプションがある場合の比較可能性を担保する方策

IFRS 第16号及び Topic 842 では、延長オプションの行使可能性を「合理的に確実である (reasonably certain)」の閾値で評価することとされているが、適用上の判断の困難さが指摘されており、当該評価を行うにあたって比較可能性を担保する方策について検討することが考えられる。

(5) 重要性に関する定め

IFRS 第 16 号及び Topic 842 においては重要性の閾値を明示的に定めていないが、重要性について比較可能性を害しない範囲で採りうる方策を検討することが考えられる。

(6) 連結財務諸表と単体財務諸表の関係

単体財務諸表への適用においては、周辺制度に与える影響や中小規模の連結子会社等におけるコスト等を踏まえ、連結財務諸表と同一の扱いとすべきかどうかについて検討を行うことが考えられる。

11. なお、国際的な会計基準に合わせ、基本的には借手の会計処理の改正を検討するものであるが、以下については貸手の会計処理についても検討が必要と考えられる。

(1) 収益認識会計基準との整合性

(2) IFRS 第 16 号等において改正された点で貸手、借手共通のもの（リース期間、リースの識別等）

ディスカッション・ポイント

第 9 項に記載した「すべてのリースについて資産及び負債を認識する会計基準の開発に着手することが考えられる。」との事務局の提案について、ご意見を伺いたい。

以 上